

虐待防止に関する指針



策定年月日 2024年3月

社会福祉法人 読売光と愛の事業団
介護老人保健施設 よみうりランドケアセンター

1.よみうりランドケアセンターにおける虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は絶対にあってはなりません。

ご利用者が他者からの不当・不適切な扱いによってその尊厳が保持されず、生命、健康、生活が損なわれてはなりません。

ご利用者を、「虐待」という権利侵害から守り、安定した生活を送ることができるよう職員に対して研修等を実施し、一人一人が身体的・精神的な弊害を理解して虐待防止に向けた意識を常に持ち、虐待をしないケアの提供に努めます。

2.指針の目的

よみうりランドケアセンターは、利用者の人権と尊厳を守り、施設一丸となって、利用者への虐待が発生しないよう努め、その方針と対応策を全ての職員が共有・実行していく指針として「高齢者虐待防止に関する指針」を定めます。

3.虐待の定義

1) 身体的虐待（身体に外傷が生じる又は生じるおそれのある暴行を加える行為）

- ◇たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどをさせる
- ◇ご利用者本人に向けて物を投げつける
- ◇ベッドに押さえつける
- ◇拒否しているのに無理に食べさせる
- ◇医学的根拠に基づかない苦痛を伴うリハビリを強要する
- ◇移乗等の際に、必要以上に身体を高く持ち上げる

2) 介護・世話の放棄・放任（養護すべき職務上の義務を著しく怠る行為）

- ◇水分や栄養補給を怠る
- ◇暑すぎる、寒すぎる等の環境に長時間放置する
- ◇ナースコールなどを手の届かないところに置く
- ◇正当な理由なく外出させない
- ◇衣類が濡れているまたは汚れているのに着替えさせない
- ◇必要な受診をさせない、救急対応を行わない
- ◇処方通りの服薬をさせない
- ◇必要な眼鏡や義歯を使わせない
- ◇他のご利用者に暴力をふるう利用者への対応を放置する
- ◇他職員の虐待行為を放置する（見て見ぬふりをする）

3) 心理的虐待（著しい心理的外傷を与える言動を行う行為）

- ◇怒鳴る、罵る、悪口を言う、嘲笑う、無視する、からかう
- ◇「ここにいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと威圧的な言葉で脅かす
- ◇顔に落書きなどをしたうえで撮影し、他者に見せる
- ◇大切にしているものを乱暴に扱う、捨てる
- ◇外部との連絡を遮断する、面会をさせない
- ◇本人の意思に反した異性介助を繰り返す
- ◇子ども扱いするような呼称で呼ぶ
- ◇食事など、自分でできることを全介助する
- ◇ナースコールを無視する

4) 性的虐待（合意のない性的な行為やわいせつな行為の強要）

- ◇人前でオムツを交換する
- ◇下半身を裸や下着のままにして放置する
- ◇無理やり性的な話を聞かせる、話をさせる
- ◇本人の裸などを映像や写真に撮る
- ◇性的行為を強要する

5) 経済的虐待（金銭を無断で使用したり、金銭の使用を理由なく制限したりする行為）

- ◇寄付や贈与を強要する
- ◇生活に必要なお金を不当に制限する
- ◇正当な理由なく売店等でおやつなど買い物をさせない
- ◇理美容院の利用をさせない
- ◇職員の立場を利用してお金を借りる
- ◇お金を盗む、無断で使う、流用する
- ◇お釣りを渡さない

*上記以外の行為でも、法に基づき虐待と判断されることがあります。

参考資料【「その人らしさ」を大切にしたケアを目指して】
公益財団法人東京都福祉保健財団作成

4. 虐待防止に向けた体制

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待防止に向けて施設内に「虐待防止委員会」を設置する

① 設置目的

- ・虐待防止に向けて、現状把握及び改善についての検討
- ・虐待防止に関する職員全体への周知と指導、研修の実施

② 虐待防止委員会の構成員

- ・施設長
- ・介護長
- ・事務長
- ・介護主任
- ・介護支援専門員
- ・支援相談員
- ・看護師
- ・リハビリ職員
- ・デイケア介護職員
- ・管理栄養士
- ・訪問看護ステーション所長
- ・居宅介護支援事業所職員
- ・その他の職員

③ 検討内容

- ・高齢者虐待防止、身体拘束に関する規定及びマニュアルの見直しと職員への周知
- ・該当事由、又はその可能性がある事案が発生した時は速やかに協議する
- ・発生した虐待の状況確認、適正な対応についての検討
- ・虐待、身体拘束等の兆候がある場合、慎重かつ速やかに調査し、対策を講じる
- ・職員に対する研修計画の企画、実施

④ 委員会の開催

- ・3カ月に1回以上、身体拘束適正化委員会と併せて開催する
- ・該当事由が発生又はその可能性があると思われる場合は速やかに召集する
- ・必要時は随時開催する
- ・開催時は、会議録を作成、保管する

(2) 虐待防止のための職員研修・教育

- ①職員に対する研修は、基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するものであると

ともに、本指針に基づき、利用者の権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする

- ②入職時のオリエンテーションのほか、年2回の研修を実施する
- ③研修の実施内容については、研修資料、実施要項、出席名簿等を記録し保存する
- ④虐待や虐待の芽に気付いたときに、職員が互いに相談しやすい雰囲気、人間関係であるような職場全体の環境づくりに努める

5. 虐待又はその疑いが発生した場合（以下、虐待等とする）の対応方法に関する事項

- ①虐待等が発生した場合は、速やかに川崎市虐待相談窓口、もしくは該当する地域包括支援センターに通報し、その要因の除去に努める

〔要介護施設従事者等による虐待の通報窓口〕

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 044-200-2679

〔養護者虐待による虐待の相談窓口〕

多摩区役所地域見守り支援センター（高齢障害課高齢者支援係）

044-935-3266

麻生区役所地域見守り支援センター（高齢障害課高齢者支援係）

044-965-5148

地域包括支援センター 被虐待者の居住地域担当の地域包括支援センター

- ②緊急性の高い事案の場合は、川崎市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする
- ③虐待者が客観的な事実確認の結果、よみうりランドケアセンターの職員であったことが判明した場合には、厳正に対処する

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ご利用者、ご家族又は職員から、虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応する

◇ ご利用者・ご家族から通報があった場合

受付職員→各所属長→事務長・施設長

- 管理者は川崎市等へ報告を行う
- 通報内容の事実確認を速やかに行い、利用者の安全を確保する
- 通報内容、経緯、事実確認について、時系列で概要を整理し記録する
- 虐待防止委員会を開催し、原因の除去と再発防止策を講じる

◇ 職員が、他の職員等による利用者への虐待を発見した場合

入所・ショートステイ：発見者→各所属長→介護長・事務長・施設長
通所リハビリ ： 発見者→デイケア長→事務長・施設長
訪問看護ステーション：発見者→訪問看護所長→事務長・施設長
居宅介護支援事業所 ： 発見者→居宅管理者→事務長・施設長

- 管理者は川崎市等へ報告を行う
- 通報内容の事実確認を行い、利用者の安全を確保する
- 管理者は、上記職員等から相談及び報告があった場合は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう、細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った当人への事実確認を行う。また必要に応じ、関係者等に対しても客観的視点から事実確認をする
- これらの確認事項については、時系列で概要を整理し記録する
- 虚偽や過失の場合を除き、職員が虐待を通報したことを理由に、その職員を解雇その他不利益な取り扱いを行ってはならない
- 事実確認の内容や経緯を踏まえ、速やかに虐待防止委員会を開催し、原因の除去と再発防止策を講じる
- 必要に応じて関係機関に通報する

◇ 利用者の居宅において虐待等が疑われる状況を発見した場合

発見者は、市区町村の高齢者虐待相談窓口または地域包括支援センターなどへ通報・相談をし、施設内の報告・相談を以下のように行う

ショートステイ：発見者→各所属長→相談室長→各関係機関
通所リハビリ ： 発見者→デイケア長 → 各関係機関
訪問看護ステーション：発見者→訪問看護所長→各関係機関
居宅介護支援事業所 ： 発見者→居宅管理者→ 各関係機関

- 内容の事実確認を行い、利用者の安全を確保、確認をする
- 管理者は、各関係機関に報告し、速やかな解決につながるよう努める
- 内容や経緯を踏まえ、個人情報に留意し、虐待防止委員会にて情報共有を図り、再発防止策を講じる
- これらの確認事項については、時系列で概要を整理し記録する

7. 成年後見制度の利用支援

利用者又は家族に対して、利用可能な権利擁護事業等について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う

8. 虐待等に係る苦情、相談に対する対応

- ・利用者及びその家族からの苦情相談について、真摯に受け止め、速やかに解決するよう、最大限の努力をする
- ・苦情相談の内容について、虐待の有無にかかわらず、状況経緯の分析・検討をし、職員間で共有することで、虐待の未然防止、早期発見につなげる
- ・苦情相談で受け付けた内容は、個人情報への取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する
- ・対応の内容・結果は相談者に報告をする

9. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族が施設内にていつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する

10. その他

権利擁護及び高齢者虐待防止のための内部研修のほか、外部機関の研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの向上を目指すよう努める

付 則

この指針は、2024年4月1日から施行する